

第 4 編 災害復旧復興計画

第1章 被災者の生活再建支援

第1節 被災者相談窓口の設置

[市民窓口・環境部]

市本部は、災害によって被害を受けた市民が早期に生活の安定を図れるように全力で支援する。実施に当たっては、相談窓口を設置し、被災者への各種援助及び助成制度の周知徹底を図るなど、可能な限り細やかな対応に努める。

第2節 罹災証明

[市民窓口・環境部]

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって、必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に罹災証明書を発行するものである。

1 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものである。

なお、家屋以外の物が罹災した場合において、証明の発行が必要な場合には、市長が証明する。

(1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び準半壊に至らない（一部損壊）

2 被害家屋調査

市本部は、必要な場合、消防本部と連携して被害調査に当たる。市職員のみでは対応できないと判断した場合には、近隣市町及び民間団体に応援を要請する。

初回の被害家屋調査は、災害発生後おおむね1箇月以内に実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある被災者の家屋について被災者の申出に基づいて実施する。

3 被災者台帳の作成

固定資産税課税台帳及び住民基本台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、被災者台帳を作成する。

4 罹災証明書の発行

市長は、被災者台帳に基づき、申請のあった被災者に対し、被災家屋の罹災証明書を発行する。

5 罹災証明に関する広報

罹災証明の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、市広報紙等により被災者に周知を図る。

第3節 生活確保資金の融資等

[本部事務局、福祉・医療部]

1 災害弔慰金等及び災害援護資金の給貸与

東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年東近江市条例第140号)に基づき、自然災害により死亡した場合には、遺族に対して災害弔慰金を支給する。また、身体又は精神に障がいが残った場合には、その者に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すために、災害援護資金の貸付けを行う。

東近江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則：資料編1-5参照

2 被災者生活支援金の支給

自然災害によって生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた地域において被災住民が可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域コミュニティの崩壊を防止し、もって地域の維持発展を図るため被災者に対し、支援金を支給する。

(1) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

ア 対象となる災害

被災者生活再建支援金支給の対象となる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害で次の基準に該当するものである。

- (ア) 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号又は2号のいずれかに該当する被害が市内において発生した災害
- (イ) 市内における住宅全壊の世帯数が10以上である災害
- (ウ) 県内における住宅全壊の世帯数が100以上である災害

イ 被害の認定

被害認定は、「災害の被害認定基準」に基づき、市本部は適正かつ迅速に行うものとする。ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、又は損害割合(経済的被害)が40%以上50%未満とする。

ウ 支給対象世帯

- (ア) 住宅が全壊した世帯
- (イ) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (ウ) 災害による危険な状態が継続しており、住宅に居住不能な状態が長期間にわたり継続している世帯
- (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- (オ) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

エ 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金(基礎支援金及び加算支援金)の合計額となる。
なお、世帯人数が1人の場合には、各該当欄の金額の3/4の額となる。

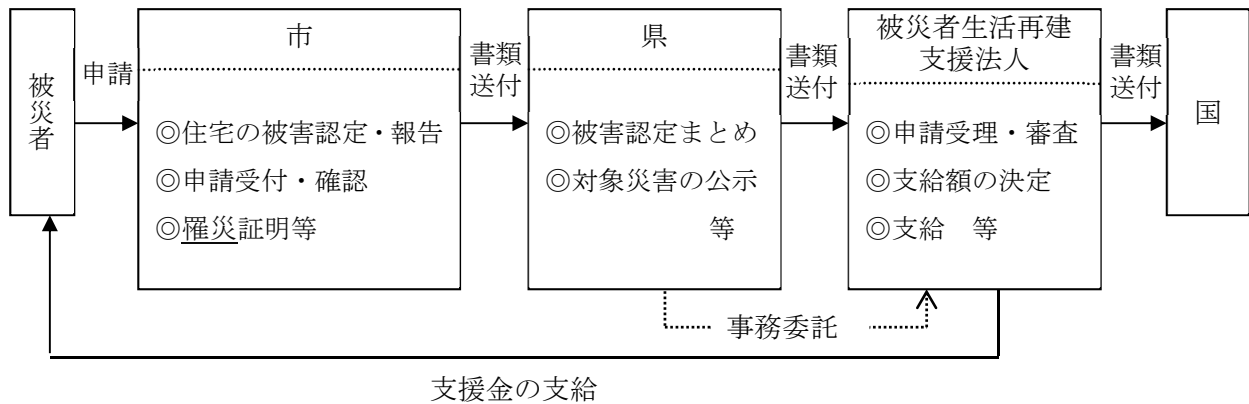
【表 被災者生活再建支援金の支給額】

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
大規模半壊 (損壊割合 40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
中規模半壊 (損壊割合 30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

オ 支給申請

市本部は、支援金支給の申請を受けた場合には、速やかに申請書類の審査及び当該申請に係る被害認定を行う。県は、市本部から申請書類の送付があった場合には、これを審査の上、支給の可否を決定する。

【被災者生活再建支援金の支給手順】



(2) 滋賀県被災者生活再建支援制度に基づく支援金の支給

ア 対象となる災害

被災者生活再建支援法第2条第1号に規定する自然災害で、次のいずれかに該当する場合に適用する。

- (7) 県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき。
- (イ) その他知事と市長の協議により特に必要と認めたとき。

イ 支援金の支給

市は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受け、又はその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて

第4編 災害復旧復興計画
 第1章 被災者の生活再建支援
 第3節 生活確保資金の融資等

支給する支援金(「加算支援金」)を表-1及び表-2に掲げる額を上限として支給する。

なお、被災者生活再建支援法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。ただし、中規模半壊世帯で当該住宅を解体しない者については、併給を認めるものとし、表-3に掲げる額を上限として支給する。

表-1

支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度			
		全壊・解体	大規模半壊 (損害割合40%以上)	中規模半壊 (損害割合30%以上) ・半壊 (損害割合20%以上)	床上浸水
基礎支援金	複数	100万円	50万円	35万円	25万円
	単数	75万円	37万5千円	26万2千円	18万7千円

表-2

支援金の種類	世帯構成	再建方法	住家の被害の程度			
			全壊・解体・大規模半壊 (損害割合40%以上)	中規模半壊 (損害割合30%以上)	半壊 (損害割合20%以上)	床上浸水
加算支援金	複数	建設・購入	200万円	100万円	—	—
		補修	100万円	75万円	75万円	25万円
		賃借 (公営住宅を除く。)	50万円	50万円	50万円	25万円
	単数	建設・購入	150万円	75万円	—	—
		補修	75万円	56万2千円	56万2千円	18万7千円
		賃借 (公営住宅を除く。)	37万5千円	37万5千円	37万5千円	18万7千円

表-3

	世帯構成	基礎支援金	加算支援金		
			建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く。)
中規模半壊	複数	35万円	—	25万円	25万円
	単数	26万2千円	—	18万7千円	18万7千5百円

※加算支援金については、再建に要した経費と法の支援の支給額の差額を表-3に定める額を上限額として、支給する。

ウ 県の補助

県は、市が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の3分の2の額を補助する。

第4節 雇用の確保

[生活物資・産業部]

(1) 就職の斡旋

市本部は、被災によりほかに転職を希望するものに対して、公共職業安定所と連携し、積極的に就職の斡旋を行う。

(2) 職業訓練の実施

市本部は、就職領域を開拓するため、職業訓練校における職業訓練の推奨や市内企業等との連携による体験実習を推進するように努める。

第5節 税の減免等

[市民窓口・環境部]

1 市税等の減免等

(1) 市民税及び固定資産税の減免等

市長は、東近江市税条例（平成17年東近江市条例第68号）、東近江市個人市民税減免取扱要綱（東近江市告示第120号）及び市税条例第71条（固定資産税の減免）の規定に基づき、風水害、その他これに類する災害を受け、甚大な損失を被った者が必要であると認められる者に対して市民税及び固定資産税を減免する。また、必要に応じて、地方税法（昭和25年法律第226号）第15条及び東近江市税条例第8条により徴収を猶予するほか、東近江市税条例第18条の2により、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限を延長する。

(2) 国民健康保険料及び介護保険料の減免

市長は、東近江市国民健康保険条例（平成17年東近江市条例第162号）及び東近江市介護保険条例（平成17年東近江市条例第164号）の規定に基づき、不慮の災害によって住宅又は家財に損害を受けた者のうちで一定の基準に該当する者に対しては、保険料を減免することができる。

2 県税及び国税の減免等の措置

市長は、災害によって住宅又は家財に損害を受けた者に対し、県税及び国税の減免等の措置について周知を図り、被災者の生活の維持確保を図る。

第6節 住宅確保の支援

[本部事務局、生活基盤部]

市本部は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき、自力で住宅を建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のために、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行う。また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第102号）に基づき、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の確保に努める。そのほか、住宅の建設又は補修を行う者に対しては、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を受けられるように斡旋に努める。

1 災害公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者等に住宅を賃貸するため、市本部は国の補助を受け災害公営住宅の建設を行う。

2 住宅復興資金の融資

市本部は、災害により住宅に被害を受けた者の住宅を確保するため、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の活用を奨励し、便宜を図る。

災害復興住宅融資制度：資料編14-1参照

3 民間賃貸住宅の確保

災害により住宅を失った住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への入居をすすめるため、

第4編 災害復旧復興計画
第1章 被災者の生活再建支援
第3節 生活確保資金の融資等

居住支援体制を整備する。

第2章 被災中小企業の復興

第1節 風評被害対策

[生活物資・産業部]

1 計画方針

被災後の産業の復興を図るために、農産物及び畜産物の安全性、観光地としての安全性・快適性等について市内外に向けて情報を発信することにより、風評被害による産業への打撃を防止する対策を進める。

2 風評被害対策

災害後の風評被害の実態を把握して、必要に応じ風評被害の対策会議を開催の上で、風評被害を早期に解決する。

第2節 中小企業の復興支援

[生活物資・産業部]

1 計画方針

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫及び信用組合)及び日本政策金融公庫の融資、信用保証協会による融資の保証等が迅速かつ円滑に行われるよう、市本部は次の措置を実施し、県及び国に対して必要な要望を行う。

2 中小企業復興支援対策

(1) 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握するとともに、事業者の資金調達がスムーズに行えるように国、県等に対して特別の措置を講じるよう要望を行う。

(2) 資金貸付けの簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続の簡易化及び迅速化、貸付け条件の緩和等について特別の取扱を実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

市本部は、国、県、日本政策金融公庫等が行う金融の特別措置について、経済団体等を通じて中小企業者に周知徹底を図る。

(4) 融資の弾力的運用

市本部は県と連携して、関係金融機関に対し融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予等について弾力的な対応を要請するとともに、各種融資が円滑に行われるよう必要な措置をとる。

第3節 農林水産業の復興支援

[生活物資・産業部]

1 計画方針

市本部は災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対して復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営安定を図るために、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）、日本政策金融公庫資金等による融資を促進する。また、滋賀県農業共済組合は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済の災害補償業務を円滑に実施する。

天災融資制度：資料編14-3参照

日本政策金融公庫の融資制度：資料編14-2参照

2 農林水産業復旧資金の貸付

市本部は、県及び関係行政機関と連携し、被害状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努め、融資要件等に該当するときには、各資金の融資について借入手続の指導等を行う。また、農業保険法に基づく農業共済について、災害時において農業共済団体等が災害補償業務を迅速かつ適正に行い、仮払いによる共済金の早期の支払いができるよう措置を行う。

第3章 災害復興

第1節 災害復興計画の策定

[本部事務局、生活基盤部]

1 復旧・復興の方針の策定

市本部は、県や関係機関等と緊密な意思疎通を図りつつ、地域の実情や市民の意向等を踏まえた統一的で整合性のとれた基本方針を策定する。

2 復旧・復興計画の策定

市本部は、復旧・復興に向けた具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復旧・復興計画を策定する。

なお、計画推進のための体制整備、市民への計画内容の周知、情報提供等に努める。

3 災害復興本部等の設置

(1) 災害復興本部の設置

災害対策本部と連携を図りながら、将来目標に向けての復興計画策定の事務局となる災害復興本部を庁内に設置する。

(2) 復興計画策定委員会の設置

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、災害復興の基本方針等を検討するため、必要に応じて復興計画策定委員会を関係機関の代表者により設置する。

第2節 復興対策

[本部事務局、生活基盤部]

1 災害復旧事業計画の策定

市本部（災害復旧本部が設置された場合は復旧本部）は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える災害復旧の事業計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

2 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 砂防設備復旧事業
- ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- エ 道路災害復旧事業
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- キ 漁港災害復旧事業
- ク 下水道災害復旧事業
- ケ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市をはじめ、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施する。その実施に必要なとなる職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、あるいは補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定の実施が速やかに行えるように努める。

(3) 緊急調査の促進

施設の被災の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）その他に規定する緊急査定が実施されるように必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、再度災害の防止及び速やかな効果があがるように関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるように措置し、復旧事業の効率をあげるように努める。

(6) 復旧・復興事業からの暴力団排除

市本部は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、県警察（東近江警察署）に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助

[本部事務局]

災害復旧事業費の決定は、知事及び本部長の報告、資料並びに実施調査に基づいて決定される。これは、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、若しくは補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）等に基づいて援助されるものである。

1 法律により一部負担又は補助されるもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しい激甚である災害（激甚災害）が発生した場合には、市本部は、災害状況を速やかに調査し、その実状を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるように措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

3 災害復旧資金計画

市本部は、災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債及び災害復旧事業債について調査し、事業の執行に万全を期する。
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付について国へ要請する。
- (4) 一時借入金、起債の前借等により災害関係経費を確保する。

第4節 原子力災害中長期対策

[本部事務局、市民窓口・環境部、生活物資・産業部]

市は、国や県と協議の上、原子力災害事後対策実施区域を設定し、原子力災害により放射性物質又は放射線に汚染された物質の除去、各種制限措置の解除等の計画を定めるとともに、市民の感情に配慮し、社会秩序及び経済活動の回復を図るため、早期の復旧活動を実施する。

1 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を実施する。

2 各種制限措置の解除

市は、県と連携し、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導、助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除手続を速やかに実施する。また、解除実施状況を確認する。

3 環境放射線モニタリングへの協力

市は、原子力緊急事態解除宣言後、県が原子力事業者その他防災関係機関と協力して行う環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表に協力する。

4 災害地域住民の記録

市は、県と協力し、避難及び屋内退避を行った住民等に対し災害発生時にその地域に所在した旨の証明、避難施設において講じた措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

5 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

6 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保及び生活資金等の支給並びにその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- (2) 市は、国、県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成相談窓口等を実施する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報、支援及びサービスを提供する。
- (3) 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的かつ弾力的推進の手法について検討する。